

# 今帰仁村ごみ減量化の考え方に関する パブリックコメントの結果について

## 【意見募集の趣旨】

今帰仁村では、豊かな地域環境を次世代に引き継ぐためにもごみ減量化に向けた、もえるごみと粗大ごみの処理の有料化について取り組んでいるところであります。

つきましては、ごみ減量化(指定ごみ袋を使用したごみ有料化)の考え方について、村民の方などから広くご意見をお聞きし、取り組みに反映していくために、パブリックコメント(住民意見公募制度)を実施しました。皆様からのご意見及びそのご意見に対する村の考え方についてお知らせします。

## 【意見募集の案件】

「今帰仁村ごみ減量化の考え方」

## 【意見の提出期間】

平成26年10月1日(水)～平成26年10月31日(金)

## 【意見提出者数】 5名

村では、平成26年8月20日(水)から平成26年11月27日(木)までごみ減量化(指定ごみ袋を使用したごみ有料化)に関する住民説明会を開催し、多くのご質問やご意見をいただきました。各字の住民説明会の質疑応答については、役場窓口、村ホームページ及び各字の公民館にてご覧頂けます。



**今帰仁村役場 福祉保健課**

## 家庭ごみ減量化に関するパブリックコメントの回答

意見	回答
<p>1</p> <p>① 台風後の小さな木の枝や木の葉、とくに葉は塩分が含んで畑に入れる事ができなくて。屋敷内でもやすことはできないのか。ダイオキシンの出ないもの。</p> <p>② 部落外から分別されてないチリがカゴ内に入れている方がいます。収集されなくて困っている、カラスがチラカシテ。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>野外焼却（野焼き）は原則として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。今後とも、野外焼却に対する指導を行ってまいります。国立環境研究所の報告によりますと、塩分を含んだものを低温でもやすとダイオキシンが発生しやすいと言われております。清掃組合の焼却炉は、高温で焼却していますのでダイオキシンはほとんど発生しません。太さ5cm以下の枯れた木の枝は束ねて、また木の葉は指定袋に入れて、もえるごみの日に出してもらおうか、電話をして清掃組合への直接搬入をお願いします。加工木以外の木は、もとぶバイオマス事業協同組合へ電話をして直接搬入により現在無料で受け入れています。</p> <p>ごみステーション（集積所）は、各自治会が管理しており、その地区内の住民の皆様がごみを排出する場としています。有料化の導入においては継続したパトロールの強化を行うとともに、住民の皆様に対して十分な周知を行い、決められたごみステーション（集積所）への排出など、正しい排出方法を守っていただくようお願いしてまいります。</p>
<p>2</p> <p>はじめに 各種資料（家庭ごみ減量化に向けた考え方、今帰仁村一般廃棄物処理基本計画&lt;概要版&gt;などを読み込んだ）</p> <p>① 「ごみ減量化」という施策といいながら“ごみの有料化”でありごみ焼却場の予算不足を補うため、まず結論ありきの論立てである。</p> <p>② この施策の元は平成25年10月の資料「一般廃棄物処理基本計画」であり、内容も一般論。形式的考え方の羅列で、今帰仁村に落とし込んだ具体的なものは提示されていない。まだ一年間にも満たな</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、ごみ有料化の冊子には減量化に関する方向性は細かく記載されておりませんが、住民説明会の中で説明させていただいております。ごみの減量化の取り組みは、平成11年のごみ2種分別化から始まり、コンポスト活用の推奨（生ごみの堆肥化）、マイバッグの普及、さらなるごみ分別の細分化や資源化などの取り組みを行ってまいりました。これらの取り組み等により、従来に比べてごみ排出量の抑制につながった</p>

<p>い（作成から）中で村民に伝わっていない。</p> <p>③ 突然にごみ減量化は有料化というのは村民にとって納得を得られるものではない。</p> <p>④ “ごみ”は水、電気などと同じで生活に最低限必要なライフラインであり、基本中の基本の（ある意味、人権問題としてもとらえられる）ことである。</p> <p>⑤ 村税を払っている以上、村民として享受されるもので、自治体として、軽々にカネで解決するようなものでなく、まして税金を払う能力がない者まで一律に負担を強いるのは、安心して暮らす村政の根本を揺るがす大問題。</p> <p>提案</p> <p>(1) この問題に関心のある人を一堂に会して、広く村民の意見を聴き、問題点を煮詰める会として継続して開催すること。</p>	<p>ものと認識しておりますが、現在もごみの排出量は年々微増傾向にあることから、さらなるごみ減量化に結び付く有効な手段としてごみ有料化の取り組みの実施について検討しているところです。</p> <p>電気・水道等の公共料金は使用した量に応じた料金となっております。ごみ有料化によって、ごみの量に応じた費用の負担となることにより、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んだ場合と、取り組まなかった場合のそれぞれにおいて経済的な負担に差が生じ、費用負担の公平性が図られることとなります。ごみの減量とリサイクルを推進することと、ごみ処理に係る費用負担の公平性を図ることを目的としてごみの有料化を実施いたします。</p> <p>指定ごみ袋の料金の設定や支援措置につきましては、近隣市町村の事例を参考にしながら区長会などの情報も得て、住民説明会やパブリックコメントのご意見も反映しながら検討したいと思います。</p> <p>粗大ごみの排出につきましては、現在清掃組合へ各自で直接搬入となっておりますが、高齢者等の排出負担の軽減を考慮して、大きさ等制限は設けますが予約制により家の前での収集の実施を検討しております。</p> <p>ごみ有料化を実施することにより、新たな負担が生じることとなりますが、その負担は排出量に応じたものとなることから、費用負担の公平性の確保が図られるとともに、さらなるごみ減量・リサイクルにつながるものと考えております。</p> <p>ごみ有料化は、住民の皆様へのご負担につながることから、平成26年8月から約4ヶ月間をかけて村長・副村長も出席し、各字の住民説明会を開催してまいりました。また各字の住民説明会だけではなく、パブリックコメント等でもご意見の収集を行い、ごみ排出抑制につながる新たな取り組み等に反映させたいと考えております。</p> <p>そのため、住民の皆様からのご意見等は全字の公民館を回りお聞きすることで、より多くの意見</p>
---	---

<p>(2) 具体的に減量化を実践するモニターを募り、その実践の中から意識改革や具体的な方法論を見つける（行政サイドの机上プランでなく）こと。その為の公報を出すこと（例、公報なきじん等）。</p> <p>(3) 村民が充分にごみ減量化の問題を自分のこととして納得し、理解を得られる迄この施策(有料化)は行わないこと</p> <p>結論</p> <p>村民の十分な理解を得られないまま施策を実行すれば、仮りに一時的に減量化はできて、のち、ごみは元の量に戻り、ポイ捨てが横行し、ごみ出し場所が汚れ、焼却場の予算不足が一時的に解決しても、保健衛生部内、環境部門等に影響が出て別予算を計上することになる。</p> <p>ここはじっくりごみに対する村民の意識を変える努力を、行政は一丸となつてすべきである。村にカネ（予算）がないから、村民に負担をかけるというのはあまりに“知恵”がない。こんなことではますます村政と村民の間が乖離する。</p>	<p>を収集することと考えており、今後新たな住民説明会の予定はございませんが、住民の皆様から寄せられたご意見等を反映し、今後の方向性が決定された後、広く住民の方々に告知していくための取り組みを進めていきたいと考えております。</p> <p>各字の住民説明会を開催して多くの意見をいただき、また、各字の住民説明会だけではなくパブリックコメント等でもご意見の収集を行い、そのご意見をごみ排出抑制につながる新たな取り組み等に反映させたいと考えておりました、モニターの実施の予定はございません。</p> <p>ご指摘のように、減量化の取り組みを広めることが重要であると考え、情報提供や啓発活動を推進していきます。今回のパブリックコメントも住民参加の一環として実施しております。</p> <p>適切に分別してもらえば資源ごみは無料収集いたします。あわせて分別の周知も広く行います。有料化は、ごみ減量、リサイクルの推進、負担の公平化を目的として行うものであり、ごみ減量とリサイクルの推進を促すことから、CO<sub>2</sub>排出量の削減や焼却コストの削減につながるものと考えております。</p> <p>排出抑制効果を持続させるためには、住民に排出抑制の重要性などについて、継続的な情報提供により理解を促し続けていきたいと思っております。</p> <p>また、村では、県保健所と協力して不法投棄のパトロールを実施しています。不法投棄が発生した場合には、警察や県保健所などの関係機関と連携して対応や防止策などを図っていきます。</p>
--	--

3 ① 本村で検討されている「もえるごみ」「粗大ごみ」有料化に反対はしません、又本村での分別収集導入は何時ごろから施行されたかは承知していませんが10数年経過していると思います。日ごろごみ出しの際感ずることであるが此処の集積場での出し方、収集方が雑に行われ、収集後はごみ袋からこぼれ落ちたごみは其の俣放置された様子を時折目にします。

② 今回「もえるごみ」「粗大ごみ」有料化について現在各字で随時説明会を進めています、それぞれ一回の説明会で終える予定で進めているのか不明であるが条例施行後、村として指定袋以外で出したごみの取り扱い、又幹線道路上での別住民が車上より指定袋以外ポイ捨て放棄されたごみ袋等、収集の際どの様に処理するのか問題が出る可能性が有ると考えられます。

大阪のある市は全国で早く収集分別を始めた都市ですが、当初収集担当部課では職員が各集積場等に早朝より赴き住民に対し周知、指導を行った様です。

本村で前述施行後の対応、又他市町村からの転入者に対する周知、指導を「広報なきじん」「ネット」広報等できめ細かく情報を流し新旧村民に対し周知徹底願うものです。

ご意見ありがとうございます。

村では平成11年度のごみの2種類分別から始まり、平成18年4月からごみの5種類分別を導入しています。ごみの有料化に際しては、新しい指定袋は現在よりも破れにくい袋を予定しています。あわせて、カラス対策になる指定袋の導入も検討します。

地域での清掃活動によるボランティアごみは有料化の対象としないことが妥当ではないかと考えております。

なお、ごみを出す方にごみ集積所の美化を確保するよう周知をはかり、あわせて家庭ごみ収集運搬業者に、ごみ収集の際には家庭ごみ集積所の清掃保持にも努めるように指導致します。

ごみの有料化の内容が決定された後につきましては、具体的なごみの排出方法などの周知の説明会の開催を検討していきます。

不法投棄ごみなどにつきましては、パトロールの実施、看板等の設置、住民からの情報提供により監視を行うこと、特定された投棄者に対する指導などの活動を継続することにより不法投棄などの防止に努めていきたいと考えております。



4	<p>① 現在のもえるごみをもっとこまかく分別する。</p> <p>② 一戸建住宅の人にコンポストを購入してもらい生ごみをへらす（期間を決め2～3割安くする）</p> <p>③ 分別がこまかくなるとめんどくさくなり、ごみを自分でもやす人が出てくると思われるので、なぜごみをもやすのはよくないのか周知を徹底する（ビニール類だけでなく、紙類もインクなど使われていてよくない事など）</p> <p>④ ペットボトルやトレイなど分別して出したものが、何に使われたのかわからない。本当はそのままごみとして燃やしてない</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>紙は汚れている・においがする、特殊加工がしているもの以外は、プライバシーに関するものを除いてできるだけ資源ごみとして出してもらいます。</p> <p>また、古着については、もえるごみから資源ごみへ分類の変更を検討していますが、ごみの分別はこれまでどおりで、分別細分化の大きな変更の予定はありません。</p> <p>生ごみはよく水分を切ってから出す、さらに乾かしてから出すことにより減量効果があります。</p> <p>畑や庭のある方は、土の中に生ごみを埋めることも資源化やごみの減量化につながります。</p> <p>コンポストにつきましては市場価格よりも安く、村内での販売を検討しております。コンポスト購入の助成金の交付も検討しております。</p> <p>野外焼却（野焼き）は原則として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。今後とも、野外焼却に対する指導を行っていきます。また、「循環型社会形成推進基本法」などの法律では、まず、何よりごみを出さないこと、出たごみはできるだけ資源として利用すること、資源としてどうしても使えないごみは、ダイオキシン類などが出ないようにきちんと処分することとしています。住民一人ひとりが、ものを大切に長く使ったり、使い捨て製品を使わないよう心がけ、ごみを減らし、再利用やごみの分別・リサイクルに協力することがとても重要です。</p> <p>ごみ有料化の実施に際しても、現在の5種類の分別は継続していきます。有料化の対象をもえるごみと粗大ごみとして、資源ごみは対象外とすることによって正しい分別により、その回収量を増やすとともに、ごみの減量化を進めていきたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見を参考に、分かりやすい分別の周知方法について検討してまいります。</p> <p>分別して収集されたペットボトルはリサイクル業者に引き渡され、村から平成25年度に排出された19,480kgのペットボトルからつく</p>
---	---	--

	<p>か？と思ったりもする。年1回でいいから、どのくらいの量、回収して、何にリサイクルしたのか報告があれば積極的にリサイクルをする気持ちになれると思う。</p>	<p>られるものには、繊維、シート、ボトル、成形品、その他（結束バンドなど）に再生されます。</p> <p>分別して収集された白色トレイはリサイクル事業者に引き渡され、村から平成25年度に排出された370kgが様々なプラスチック製品などに生まれ変わります。</p> <p>資源ごみとして出すと、排出したものはきちんと有効利用されます。</p> <p>今後とも、いただいたご意見を参考に広報等により充実を図ってまいります。</p>
5	<p>① かつて住んでいた地域では、ごみ袋（大・中・小）、粗大ごみ（大・小）チケットの有料化が行われていた。その経験からごみ処理有料化には抵抗感がない。それだけでごみの減量化に繋がるとは思えないが、自分のごみに責任を持たせるという意識づけの序の段階として取り組むのは良いのではないかと思う。</p> <p>② 環境を守り育てていくという感性は1日にして成らず、幼少からの教育が必須。小さい自治体独特の取り組みとしてでも、教育の中に取り入れられないものだろうか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ごみの有料化とは、村が指定した袋を購入して、もえるごみを指定ごみ袋で出すことによって手数料を徴収する仕組みです。</p> <p>指定袋の購入は一律に住民に負担をお願いするものではなく、分別することでもえるごみの量を減らすことによって負担は少なくて済みます。大切なことは住民一人ひとりにごみ減量を意識していただくことであり、また、ごみ有料化で得た収入は、ごみ行政事業に活用いたします。</p> <p>限りある資源を大切にし、資源を有効に活かす循環型社会を築くために、ごみ減量・リサイクルの推進は欠かせないものであり、ごみ有料化は有効な方法のひとつであると考えております。家庭ごみの処理は村の責務ではありますが、ごみ排出量の抑制、減量化は住民の責務でもありますので住民、行政がともに役割と責任を分担した取り組みが重要となります。</p> <p>混ぜればごみ、分ければ資源を心がけることによりごみの減量の実現をめざしていきます。</p> <p>現在小学校4年生を対象に清掃施設組合の見学が実施されていますが、子どものころから環境に対する学習が必要だと考えられます。また、学校ごとに海岸清掃活動なども行われています。ゴミゼロの日（5月30日）や12月のクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動など地域ぐるみの清掃活動も毎年行われています。</p>

# 今帰仁村ではごみの減量化に向けたごみの有料化を検討しています

## はじめに

今帰仁村では、これまでごみの減量を図るための分別収集やごみの資源化について取り組みを進めてきましたが、ごみの排出量は平成 21 年度から増え続け、平成 23 年度からは県平均を上回る状況にあります。そこで、本村では、今後より一層のごみ減量を図るため、もえるごみと粗大ごみの有料化を検討しています。

## ごみの有料化とは？

もえるごみの有料化とは、村が指定した「もえるごみ袋」を購入して頂き、その指定袋で、村民の方がもえるごみを出すことによって手数料を徴収する仕組みです。手数料は、指定したもえるごみ袋の購入代金に含まれています。今までは透明な袋であれば収集していましたが、有料化になると、指定した袋で、もえるごみを出していただかないと収集出来なくなります。今帰仁村では「もえるごみ袋」を容量に応じ 30ℓ、45ℓ、90ℓの 3 種類を用意し、それぞれ一枚当たり 20 円、30 円、60 円でスーパーや小売店で販売していく予定です。

粗大ごみの有料化とは、粗大ごみ処理券（ステッカー）をスーパーや小売店で購入して頂き、この処理券を粗大ごみ一個ごとに一枚を貼り付け、予約制により家の門口で引き取る仕組みです。処理券は一枚当たり 300 円での販売を予定しています。

## ごみ有料化を実施した際の主な変更点は？

今帰仁村では、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ（鉄・アルミ類、古紙類、ビン・ガラス、ペットボトル、白色トレイ）、有害・危険ごみ（蛍光灯や乾電池、刃物など）、粗大ごみの 5 種分別を行っています。有料化を検討しているのは、もえるごみと粗大ごみです。粗大ごみは有料化に伴い、大きさなど制限は設けますが、予約制で門口収集する予定です。もえないごみ、資源ごみ、有害・危険ごみはこれまで通り無料で収集していく予定です。

## ごみ有料化の目的は？

ごみ有料化の目的は、ごみの減量化と資源化の促進です。もえるごみの中に、資源ごみとして回収できるごみが多く含まれている現状があります。資源ごみとして、きちんと分別して出すことによって有料ごみ袋をあまり使わずに済み、家計の負担も抑えることができます。また、有料化を検討している、もえるごみと粗大ごみの排出量に応じて、費用が発生するため、ごみの発生と排出の抑制、費用負担の公平性が確保できると考えています。大切なことは、村民一人ひとりにごみ減量を意識していただくことであり、また、有料化で得た収入は、ごみ行政事業費として有効に活用していきます。

ごみ有料化の内容が決定された後につきましては、具体的なごみの排出方法などの周知のための説明会の開催を検討します。